

# 体験！ 福島暮らし

「あーいしし  
来やからこころい」



福島県土木部建築住宅課  
詳しくは裏側をご覧ください

# 福島での暮らしを体験していただくために、 県営住宅をお試し住宅として使用できます。

## ■ 対象者

- ・県外から県内への移住を検討している方
- ・県内での起業を検討している方

## ■ 主な要件

- ・SNSで移住又は起業に向けた県内での活動及び福島の魅力について情報発信すること
- ・団地の自治会活動へ参加すること
- ・申請日時点で20歳以上49歳以下であること



※写真はイメージです。

## ■ 提供する住戸について

- ・使用期間: 3か月 (最長1年間まで延長可)
- ・使用料: 月額10,000円 (駐車場使用料、共益費等は別途使用者負担)
- ・提供住戸: 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、南相馬市の県営住宅  
※提供できる住戸は申請時に調整となります
- ・募集期間: 令和2年6月19日(金)～令和2年12月25日(金)  
※15戸程度(先着順で予算枠に達した時点で終了します)
- ・室内設備: 生活に最低限必要な家財等は県で備え付けます  
(例: カーテン、エアコン、照明器具、コンロ、冷蔵庫、電子レンジ、液晶テレビ、洗濯機、ガス瞬間湯沸器)



## ■ 申込から使用開始までの流れ



## ■ よくあるご質問

Q.1



福島の魅力について情報発信とは具体的にどのようなものですか？

食、人、温泉、祭り、観光地など福島の魅力をSNSで情報発信することです！



Q.2



事前に部屋を見ることはできますか？

可能です！希望する団地がある福島県各建設事務所にご相談ください！



## 福島県各建設事務所がご相談・申請に対応します

県北建設事務所 024-521-2576  
県中建設事務所 024-935-1462  
県南建設事務所 0248-23-1636

会津若松建設事務所 0242-29-5463  
喜多方建設事務所 0241-24-5727  
南会津建設事務所 0241-62-5337

相双建設事務所 0244-26-1223  
いわき建設事務所 0246-24-6134

福島県のお問合せ窓口 詳しくは建築住宅課のホームページをご覧ください

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/kitefukushima.html>

(福島県ホームページトップから「組織でさがす」>「土木部建築住宅課」を検索)

住所: 福島市杉妻町2-16 福島県土木部建築住宅課 担当 TEL: 024-521-7521

